

# カント倫理学は生き残れるのか

園田一平（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：定言命法、自律、理性、アイデンティティ

## 序論

現代の世俗的な社会でカントの倫理学は大きな意味を持つ。しかし、カントに対する様々な立場からの批判も存在する。この論文では、第一章において、カントの倫理学の定言命法、自由・自律、そして理性の事実について述べる。第二章では、カント以前の宗教的な視点からのカント批判を紹介した上で、カント倫理学の観点に基づく再反論を述べる。最後に、第三章では、世俗的な考え方にもとづくカント批判を検討する。マッキーによるこの批判に対しては、クリスティーン・コースガードによるカント解釈を援用しながら反論を行う。宗教的な視点と世俗的な視点からの批判に対する反論をしていくことで、カント倫理学が現代においても有効であることを示すのが本稿の目的である。

## 第一章 カントの倫理学

### 定言命法と仮言命法

カントは、道徳的なものについては必ず絶対的な必然性を帯びねばならないと考えた。そのため、特有な経験や感情を前提にしている仮言命法は、道徳とは無関係であると考えた。では、道徳の絶対的必然性は、何に由来するのだろうか。この問いに対するカントの答えは「理性」である。理性は理性的存在者としての人間であれば、誰も持っており、絶対的必然性を持たせることができる。そして、その理性が人間に与えるものが定言命法である。定言命法は、「汝の格率が普遍的法則となることを汝が同時にその格率によって意志しうる場合にのみ、その格率に従って行為せよ」<sup>1</sup>と定式化される。しかし、定言命法は人間に法則の実質は与えない。与えるのは、行為をする際の形式的な枠組みだけである。

### 定言命法と自由

では、定言命法を与える理性はどのような性質を持っているのだろうか。このような理性は道徳的な行為をする際の直接的な理由になり得る。カントはこの行為の直接的な原因となり得る理性を実践理性と呼んだ。また、道徳的な行為の原因となる実践理性は同時に特有な感情や経験を前提としてはいない。この点から実践理性は、純粋理性の面も持ち合わせ

ており、純粋実践理性とも考えることができる。そして、この純粋実践理性は、それ自身だけで、定言命法に従って自己立法をすることが可能であると考えられる。カントは純粋実践理性が行為の理由となる法則を、経験や感情に影響されることなく作り出すことができる能力を本質的に持っていると考えていた。そのため、自己立法ができる能力を持つ我々の理性は自由であると考えられるのである。

### 理性の事実としての定言命法

では、自由な理性はどのように認識されるのだろうか。カントの答えは「理性の事実」である。道徳法則は定言命法として理性によって感性的な我々に与えられる。理性的存在者としての人間の純粋理性はこの定言命法を根本法則として意識する。この意識が理性の事実である。我々は道徳法則を意識せよという命題を、理性の自律的な自己立法によっては作り出すことはできない。なぜなら、自由を意識することは道徳法則を意識することによって我々に与えられるものだからである。そのため、道徳法則を意識することはどのようなものも前提としない「事実」として我々に与えられる。この事実は自分が間違いを犯してしまった自分に対して迫ってくる自分の中の良心の声であると考えることができる。カントは、道徳法則を直観としてではなく事実として認識した。そのため、カントは理性的存在者であれば道徳法則を意識する部分を持っているものだと考えていた。

## 第二章 自由・自律に対する批判

### 稲垣によるカント批判

稲垣は、カントの考え方に対して宗教的な視点から二つの批判をした。一つ目は、定言命法の形式性に対する批判である。稲垣はカントの自由の考え方が不十分であると主張する。なぜなら、定言命法が形式的であるため、定言命法だけでは、行為をする際にどうすればいいのかわからないからである。稲垣は、形式的な定言命法だけではなく、理性を正しく導く真理の光が必要であると主張する。二つ目の批判は、カントが特有な感情や経験を排除したとき、他者への積極的な愛も排除してしまったことである。稲垣は、人格は他者との積極的な関わりによって成立するものであると考え、他者の存在を見落としたカントの考え方では人格は成立しないと主張し

<sup>1</sup> カント, 2005, 286 頁.

た。

### 定言命法と実質

それでは、定言命法の形式性をめぐる第一の批判に対して、どのように考えればよいだろうか。確かに、定言命法は形式的であり、定言命法だけでは間違った行為をしてしまう可能性もある。だが、真理の光の場合であっても、立場や場合によって多種多様であるため、正しくない場合もある。こうした誤りを避けるための枠組みとして注目されるのが、J・ハーバーマスの「討議倫理学」である。討議倫理学は、すでに提案された規範を、他者とのコミュニケーションを通じて吟味するという手続きを経ることにより、規範に普遍的な妥当性を持たせようとする。自分の自己立法が他者に受け入れられれば、その格率は法則となることができ、法則となる過程で自己立法の道徳的判断は常に他者にさらされ批判されることで、実質性を得ることができる。このように他者とのコミュニケーションによって定言命法が実質を得ることで、真理の光を用いることなく、皆が納得する、正しい行為をすることができるのである。

### 不完全義務としての他者への善行

二つ目の、積極的な愛をめぐる批判に対しては、次のように答えることができる。カントは、他者の目的を自分の目的のように扱うことは義務であると考え、他者の幸福に対し積極的に行為することが義務と言っていた。そして、他者への善行の行為の後に、感情として愛が生じると考えた。つまり、他者への善行の義務が先ではあるが他者への愛を見落としていたわけではなかった。また、人格については他者への善行の義務によって成立していくと考えていた。

## 第三章 定言命法に対する批判

### マッキーによる批判

マッキーは世俗的な視点から、定言命法に対して批判をした。マッキーは、定言命法は隠れた仮言命法であると主張した。彼によれば、定言命法も元々は、仮言命法のように欲求から生み出されたものである。そして、その命法がすべての人に当てはまるように、仮言命法の条件節を取り除いたものが定言命法なのである。彼の枠組みにおいて、定言命法を生み出すのは理性ではなく欲求である。

### 定言命法と実践的アイデンティティ

こうしたカント批判に対して、ここではコースガードを援用することで答えていくことにする。コースガードは、行為を反省し、行為を選択するさい、その人自身の中に、どのような欲求に従い、どのような行為を選択すべきか決める何かが存在していると考えた。コースガードによれば、行為をするべき理由を私たちに与え、義務を生み出すこの「何か」とは、実践的アイデンティティである。実践的アイデンティティから生まれる義務は、自分への理解から生まれる義務であり、義務を損なうことは自分自身を損なうことに繋がってしまう。だから、この義務は定言命法のように無条件的に守

られるべきものである。だが、実践的アイデンティティだけでは普遍的な義務が存在することにはならない。普遍的な義務を考えるためには、実践的アイデンティティの前提にある共通意識を考える必要がある。そして、その意識とは、人間であれば反省的人間としてのアイデンティティが存在することである。この人間としてのアイデンティティを自分が持つと意識できれば、自分以外の他者も、人間としてのアイデンティティを持っていると意識することにもなる。そして、この人間としてのアイデンティティには例外が存在しないため、他者の人間としてのアイデンティティを破壊することは、自分自身の人間としてのアイデンティティを失うことになってしまう。そのため、人間としてのアイデンティティは義務の源泉となり得る。そして、人間としてのアイデンティティを前提とした実践的アイデンティティは行為の理由となり、実践的アイデンティティが我々に告げるものが無条件的な定言命法となる。マッキーは定言命法が隠れた仮言命法であり、欲求に基づいているとしていたが、実践的アイデンティティの理解は自己を理解することで自覚するものであり、そこには欲求ではなく自律的な行為をする価値ある自分自身がある。この自律的な価値ある自己への理解が義務の源泉となっている。

### 結論

以上、カントの倫理学は宗教的な視点からも世俗的な視点からも批判がされている中でも、カント的な立場から反論する可能性はある。カントの倫理学は、宗教的な視点からは世俗的であり、世俗的な視点からは神秘的なものであったが、それらの批判の中でも生き残りうるのである。

今回、二つの立場からカントへの批判を考えたが、カントへの批判は、今回扱ったもの以外にも存在する。これからは、カントへの理解を深めるためにも、他の立場からのカント批判を読み考えていくことを課題としていきたい。

### 主要参考文献

- 稲垣良典 「カント「人格概念」の批判的考察」『自由と正義の法理念』3-19 成文堂 2003年
- カント、イマヌエル『プロレゴメナ 人倫の形而上学の基礎づけ』土岐邦夫 観山雪陽 野田又夫訳 中央公論新社 2005年
- コースガード、クリスティーン『義務とアイデンティティの倫理学 規範性の源泉』岩波書店 2005年
- マッキー、ジョン 『倫理学 道徳を創造する』加藤尚武監訳 哲書房 1990年